

Title	処理規約の規定要因(3) : 利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って
Sub Title	Two patterns of revenue and expense view and asset and liability (3)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2016
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.59, No.2 (2016. 6) ,p.31- 49
JaLC DOI	
Abstract	今日、意思決定有用性に準拠した会計学説における処理規約(評価規約)の規定原理は、[(利益観(平準化利益観・ボラティリティ反映利益観)=計算方式(フロー起点方式・ストック起点方式))→処理規約(評価規約)] とでも定式化できるが、問題は、このシェーマによって、本当に、現行会計実践を合理的に説明できるかどうかである。結論的には、このシェーマにおける利益観にしても計算方式にしても、理論的に成立しない(したがって、現行会計実践を合理的に説明できない)と筆者は考えている。まず利益観については、①平準化利益観に規定された評価規約とボラティリティ反映利益観に規定された評価規約との混在の問題、②平準化利益観とボラティリティ反映利益観という分類の有意義性の問題、そして③利益観と特定の評価規約との結び付きの合理性の問題、というみっつの理論的欠陥が、指摘されなければならない。 このうち①および②については、前々稿(「処理規約の規定要因(1)」『三田商学研究』第58巻第6号)および前稿(「処理規約の規定要因(2)」『三田商学研究』第59巻第1号)において検討したので、本稿では、③を取り上げることにする。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20160600-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

処理規約の規定要因（3）

—— 利益観・企業の経済活動の態様・計算方式を巡って ——

笠井 昭 次

<要 約>

今日、意思決定有用性に準拠した会計学説における処理規約（評価規約）の規定原理は、〔（利益観（平準化利益観・ボラティリティ反映利益観）⇒計算方式（フロー起点方式・ストック起点方式））⇒処理規約（評価規約）〕とでも定式化できるが、問題は、このシェーマによって、本当に、現行会計実践を合理的に説明できるかどうかである。結論的には、このシェーマにおける利益観にしても計算方式にしても、理論的に成立しない（したがって、現行会計実践を合理的に説明できない）と筆者は考えている。まず利益観については、①平準化利益観に規定された評価規約とボラティリティ反映利益観に規定された評価規約との混在の問題、②平準化利益観とボラティリティ反映利益観という分類の有意義性の問題、そして③利益観と特定の評価規約との結び付きの合理性の問題、というみっつの理論的欠陥が、指摘されなければならない。

このうち①および②については、前々稿（「処理規約の規定要因（1）」『三田商学研究』第58巻第6号）および前稿（「処理規約の規定要因（2）」『三田商学研究』第59巻第1号）において検討したので、本稿では、③を取り上げることにする。

<キーワード>

平準化利益観、ボラティリティ反映利益観、フロー起点方式、ストック起点方式、取得原価、償却原価、売却時価、目的適合性、信頼性、収益費用観、資産負債観、商品、満期保有目的金融資産、投機目的有価証券（売買目的有価証券）、資本委託としての会計責任、工事進行基準、加算法、両建法、価値生産活動、資本貸与活動、売却損益、保有損益、交換的損益、時間的損益

（4）利益観と特定の評価規約との結び付きの妥当性

意思決定有用性に準拠して、処理規約（評価規約）に関する〔（利益観⇒計算方式）⇒処理規約〕という規定原理をもつ理論体系においては、図表1（本誌58巻6号）に示したように、次ページの図表10のようなふたつの処理方式が対峙している。

このような処理方式の二項対立があるとすれば、どうして、平準化利益観では、取得原価（償却原価）が採用されるのか、それに対して、ボラティリティ反映利益観では、どうして、売却時価が用いられるのか、という疑問が湧出する。取得原価・売却時価という評価規約の導出が、平

図表10

〔(平準化利益観⇒フロー起点方式)→取得原価・償却原価〕
 〔(ボラティリティ反映利益観⇒ストック起点方式)→売却時価〕

準化利益観・ボラティリティ反映利益観という利益観から合理的に説明できるのかということが、利益観に関する第3の理論的問題点に他ならない。

この点に関して、有力な見解は、FASBのSFAC(第1号・第2号・第5号)によって展開された、(情報が意思決定に役立つための)目的適合性と信頼性というふたつの基本的特性のトレードオフ関係に着目した考え方であろう。すなわち、時価というのは、評価時点の最新のデータ(評価時点における将来期待できるキャッシュインフローの最新の予測値および最新の利子率)を用いた割引現在価値に基づいているのであるから、市場の動向をそのまま反映している。したがって、目的適合性という要件は充たしているが、信頼性という要件には欠けている。それとは対蹠的に、取得原価(償却原価)は、取得時の現金支出額に基づいているので、信頼性はあるが、しかし、市場における価値あるいは時価の変動を反映していないので、目的適合性は充たされていない、と一般的にはみなされているようである。こうした前提のもとに、平準化利益観では、信頼性が重視されたので、主として取得原価が用いられるが、ボラティリティ反映利益観では、目的適合性が重視されるので、もっぱら時価が用いられる、ということのようである。

こうした見方によれば、目的適合性と信頼性とのどちらに重点を置くかにより、売却時価で評価することも可能であるし、取得原価で評価することも可能である、ということになろう。つまり、こうした見方の根底には、目的適合性と信頼性との比重を任意に変化させ得る、といった考え方があると言ってよいのではないだろうか。こうした関係が、いわゆるトレードオフ関係に他ならない。

しかしながら、そうした理解には、筆者は大きな疑問を覚えている。なぜなら、会計の計算目的を、筆者のように、資本委託としての会計責任概念に基づく利益の算出に求めるかぎり、目的適合性と信頼性という要件は、共に充足されていなければならないように筆者には思われるからである。つまり、そこで算出されたものが利益であり、かつ会計責任に基づくそれであるかぎり、会計上の数値は、損益計算として妥当なものであるのみならず、おのずと確実性(取引が後戻りしないこと)・確定性(数値が定まっていること)を帯びていなければならない。ここに、前者の損益額としての妥当性の充足を目的適合性、後者の確実性・確定性の充足を信頼性という用語で表現すれば、処理規約(評価規約)にしても、基本的には、目的適合性および信頼性という要件を共に充足するように形成されていると思われるのである。¹⁰⁾

10) なお、会計記録が信頼性を与えているからと言って、ここでの利益概念として、業績表示利益に対する処分可能利益を想定しているわけではない。筆者は、業績表示利益と処分可能利益とを対立概念とは考えていない。つまり、業績を意味する利益であるからこそ、処分可能のはずであり、業績とは無関係に処分可能利益といった概念を構成することは、およそ不可能であろう。したがって、業績表示利益=処分可能利益という関係にあるというのが、筆者の考えである。

利益概念に信頼性も不可欠であるというのは、それが、会計責任に規定された利益だからである。つま

もっとも、目的適合性および信頼性を共に充足しなければならない、といった上記のような見解は、決して普及しているわけではない。一般的には、目的適合性と信頼性とは、トレードオフ関係にあるとみなされているようである。そこで、まず、そうした一般の見解を（i）で概観したうえで、その理論的問題を（ii）および（iii）で具体的に検討する。そして（iv）において、纏めを兼ねて、トレードオフ関係の会計上の意義を考えることとしたい。

（i）SFACの見解

周知のように、FASBは、財務報告の目的として、SFAC第1号において、『財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない』（平松・広瀬訳[2010]第1号「34」、26ページ）と述べている。そして、このように、会計（財務報告）の目的を、意思決定に有用な情報の提供にあると規定したうえで、会計情報を有用にする基本的特性につき、次のように述べている（平松・広瀬訳[2010]第2号「42」、83ページ、傍点は笠井）。

財務情報が有用であるためには、情報に目的適合性があり、かつ信頼性があるものでなければならないが、情報は両者の特徴を程度を異にしてもつことがある。目的適合性と信頼性は、一方を完全になくすわけにはいかないが、相互に入れ替えることはできる。

こうした表現からすれば、会計情報が意思決定に有用であるためには、目的適合性と信頼性が必要であるが、その場合、信頼性に比重を移したり、逆に目的適合性に重心を移したりすることが、可能¹¹⁾のようである。つまり、目的適合性と信頼性とはトレードオフ関係になければならないわけである。

問題は、そうした基本的特性が、評価規約にどのような影響を及ぼすかという点である。その点につき、津守[2002]は、次のように述べている（津守[2002]233ページ）。

目的適合性に重心が移動すれば主観性が強まり、信頼性に重心が傾けば客観性が強まる。これを測定属性に即していえば、前者の場合には時価主義的傾向が強まり、後者の場合には

ㄨ り、投資家等の第三者から委託された資本について、その運用の顛末を報告するのであるから、その報告は、資本委託者の納得を得られるものでなくてはならず、ここに、記録にしても、信頼性のあるものでなくてはならないのである。この点で、単に、意思決定者に役立つ情報とは、根本的に異なっているのである。この点については、笠井[2013a]Ⅱ・Ⅲを参照されたい。

11) SFACの用語法によれば、例えば「目的適合性に重心がある」というとき、その含意は、「目的適合性は充足されているが、信頼性にしても、十分ではないが、ないわけではない」ということであろう。つまり、何ほどこかの信頼性はあるにしても、「信頼性に比重がある」という状態のような信頼性はない、ということなのではないだろうか。

しかし、こうした用語法では、「目的適合性に重心がある」というときにも、「信頼性に比重がある」というときにも、程度の違いこそあれ、共に信頼性があることになり、用語法上の混乱を招く可能性がある。

そこで、そうした混乱を避けるために、「目的適合性に重心がある」という状態のときには、本稿では、「目的適合性は具備しているが、信頼性は欠如している」と、また「信頼性に比重がある」という状態のときには、「信頼性はあるが、目的適合性はない（欠如している）」と、表現することにする。

歴史的原価主義の傾向が強まる。

以上のように、目的適合性および信頼性のどちらを重視するかによって、時価評価か原価評価かのいずれかが選択されるのであるが、そのことは、津守〔2002〕によれば、時価評価と原価評価との二項対立の根底にあるものを示唆しているという（津守〔2002〕237ページ）。

事実を直視すれば、FASBの「概念フレームワーク」に関する議論が開始されて以後四半世紀、その間、絶え間なく繰り返されてきた論争の焦点をなすものは、歴史的な原価と時価との選択の問題であった。この論争は、しばしば収益費用中心観と資産負債中心観との対立という外観をとって登場しながら、その基底には「信頼性」と「目的適合性」、客観性と主観性との対抗関係が常に据えられていたのである。

このように、目的適合性と信頼性とのトレードオフ関係は、評価規約にも決定的な影響を与え、時価評価と原価評価とのトレードオフ関係となって顕現化したのである。

こうした津守〔2002〕の研究によれば、FASBの構成団体は、Arthur Andersen & Co.（当時）に代表される資産負債（学）派〔資産負債中心観→目的適合性（主観性）重視→時価主義〕と、Ernst & Ernst（当時）に代表される収益費用（学）派〔収益費用中心観→信頼性（客観性）重視→原価主義〕という二大陣営に分かれ対立してきたようである（津守〔2002〕第9章表1（241ページ）、および第10章図2（270ページ））。

こうした二大陣営における資産負債中心観および収益費用中心観という概念には、種々の内容が含まれている可能性があるが、ここでは、当面の検討課題の視点から、ボラティリティ反映利益観および平準化利益観¹²⁾と考えると、要するに、ボラティリティ反映利益観（資産負債中心

12) 一般に用いられている収益費用観（revenue and expense view）および資産負債観（asset and liability view）という概念は、けっして一様ではなく、むしろ種々の内容が混在しているとみるべきであろう。したがって、何らかの形で、その混在した内容のうちのひとつを取り出さなければ、有益な議論にならない。

当面の検討課題は、〔（利益観⇒計算方式）⇒処理規約（評価規約）〕の妥当性いかにあるので、本文では、収益費用観・資産負債観の利益観の側面を取り上げ、平準化利益観・ボラティリティ反映利益観に置き換えたのであるが、いずれにしても、収益費用観・資産負債観の中心には、利益観が置かれていると言ってよいであろう。例えば、こうした概念枠組を提唱した『FASB 討議資料 財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する論点の分析：財務諸表の構成諸要素とその測定』（1976）においては、収益費用観と資産負債観との重要なあるいは本質的な相違（substantive difference）が、次のように述べられている（ただし、二重下線および波線は、笠井が付した）。

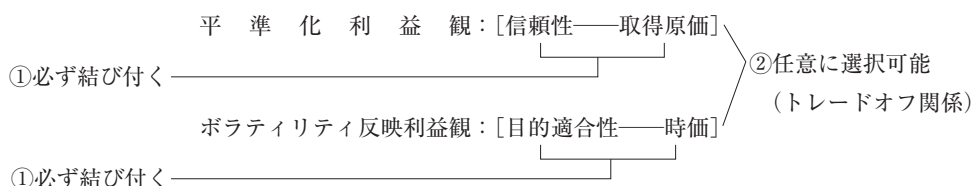
「62. 収益費用アプローチ（revenue and expense view の訳語であり、本稿の収益費用観に相当……笠井注）のもとでの利益ならびに利益測定ルールをめぐる議論は、利益が、企業ないしその経営者の経常的、正常的、長期的な業績指標ないし成果指標であるということを前提としている。かかる意味での利益測定値を得るために、経常的業績の測定に適合しない事象の財務的影響を排除し、企業業績に対して長期的にのみみ作用する事象の財務的影響を平均化することが発生主義会計には求められる。すなわち、期間利益は、利益の長期的傾向ないし正常の傾向（しばしば収益稼得能力と呼ばれている）を示す指標たることが要請されるのであって、かかる意味での測定値は、不適合な事象やランダムな事象—すなわち、非経常的に、単発的に、あるいは偶然に発生した事象であり、したがって、多期間

観)においては、目的適合性が重視されるので、時価評価が採用されるのに対して、平準化利益観(収益費用中心観)においては、信頼性が重視されるので、取得原価が採用される、ということ¹³⁾のようである。

こうした考え方によれば、ボラティリティ反映利益観および平準化利益観は、目的適合性と信頼性とのトレードオフ関係を媒介として、それぞれ、売却時価および取得原価と結び付いていることになりそうである。

FASBのSFACにおける諸概念が、以上のような対立関係にあるものとして構成できるとすれば、その特質は、①目的適合性と時価評価とが、および信頼性と取得原価評価とが、それぞれ一義的に結び付いていること、そしてその結果として、②目的適合性(時価)と信頼性(取得原価)とが任意に選択可能なこと(トレードオフ関係にあること)、という2点に纏めることができよう。以上を図示すれば、次のようになろう。

図表11



にわたって平準化されるべき事象であるがゆえに、経常的ないし正常的な企業業績に関連性を持たない事象—を算入することによって、歪曲されるのである。」(津守 [1997] 66ページ)

「48. ……(前略)……これに対して、資産負債アプローチ (asset and liability view の訳語……笠井注)の支持者は、企業活動の目的はその富を増大させることであり、企業が所有する事物の変動は、1期間における当該企業の活動に関する最良の、しばしば唯一の確実な証拠になると主張する。」(津守 [1997] 60ページ)

「67. 資産負債アプローチの支持者たちは、会計測定値を、財務会計の報告事実として想定される経済的事物および経済事象にしっかりと基礎づけるべきであると主張する。それは、企業の経済的資源ならびに将来他の実体に経済的資源を引き渡す企業の責務にもとづいて資産・負債を定義づけ、またかかる資産・負債の変動にもとづいて利益を定義づけることによってしか達成され得ない。経済活動は不確実性をともない、また経済的成果はしばしば変動するがゆえに、ときとして利益額の変動が生じるが、かかる変動を報告することが必要であると、かれらは主張する。かれらは、収益費用アプローチが、報告主体である企業の基本的な経済的資源・責務の変動を反映しない利益をしばしばもたらし、また、利益の実際の変動を平均化することによって、報告利益の人為的平準化をしばしばもたらしていると主張する。」(津守 [1997] 68ページ)

以上の引用文からすれば、利益観(平準化利益観・ボラティリティ反映利益観)を、収益費用観・資産負債観の中核とみても、よいであろう。

- 13) もっとも、一方、「ボラティリティ反映利益観(資産負債観)だと、どうして目的適合性が重視されるのか」、他方、「平準化利益観(収益費用観)だと、どうして信頼性が重視されるのか」ということは、必ずしも明らかになっていないわけではない。本来的には、この点に関しても何らかの論証が必要であると思われるが、しかし、本稿では、当面、このことを前提にして、議論を進めることにする。

しかし、そうしたふたつの特徴は、はたして、理論的に成立するのであろうか。筆者は、その点につき少なからぬ疑問を覚えているので、ここに、その疑問を敷衍して述べておこう。まず①の特徴にみられるように、一方、売却時価評価と目的適合性とが、他方、取得原価評価と信頼性とが一義的に結び付いているということは、何時いかなる場合にも（ということは、一般的に言っても）、売却時価には必ず目的適合性があり、取得原価には必ず信頼性がある、ということになるのではないだろうか。しかしながら、筆者の視点から率直に言えば、資産カテゴリーの損益の産み方を考慮することなしに、一般論として、売却時価には目的適合性があるのに対して、取得原価には信頼性がある（逆に言えば、売却時価には信頼性がないのに対して、取得原価には目的適合性がない）などと、断言できるのであろうか。

より具体的に言えば、今日、売買目的有価証券（以下、本稿では、投機目的有価証券と言う）は売却時価で評価されているが、そうだからと言って、投機目的有価証券の数値には、目的適合性はあるが信頼性はないなどと断定できるのであろうか。逆に、商品は取得原価で評価されているが、そのことから、商品の数値には、信頼性はあるが目的適合性はないなどと断定できるのであろうか。

その点に、筆者は大きな疑問を抱いている。そこで、商品の取得原価評価と目的適合性との関係を（ii）で、また投機目的有価証券の売却時価評価と信頼性との関係を（iii）で検討することとしたい。

次に、目的適合性（時価）と信頼性（取得原価）とがトレードオフの関係にある、という②の特徴であるが、（ii）および（iii）での検討結果によれば、資産項目の損益の産み方の相違ということ視野に入れるかぎり、一方、価値生産活動に関する商品・製品（いわゆる費用性資産）の取得原価には、信頼性のみならず、目的適合性も充たされているし、他方、資本貸与活動に属する投機目的有価証券の売却時価には、目的適合性のみならず、信頼性も充たされている、とみることには十分な根拠があると筆者は考えている。つまり、価値生産活動と資本貸与活動との損益の産み方の相違を考慮すれば、資産に適切な数値が割当てられるかぎり、その数値は、目的適合性および信頼性を共に充足している、とみることも理論的に可能なのである。そうであれば、目的適合性（売却時価）と信頼性（取得原価）とのトレードオフ関係は、理論的に成立しない、ということにならざるを得ない。そこで、そのことのもつ会計理論上の意義を（iv）において確認することとしたい。

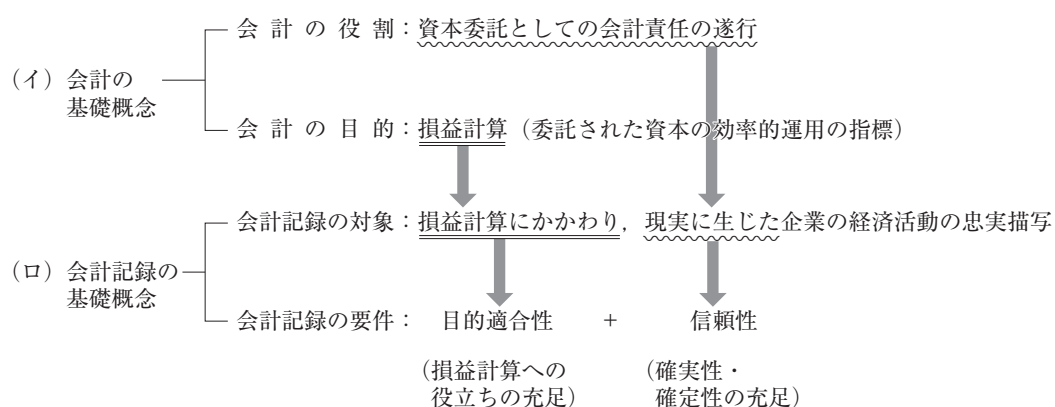
以上のように、ここでは、（商品に関する）取得原価と目的適合性との関係、（投機目的有価証券に関する）売却時価と信頼性との関係、そして目的適合性（売却時価）と信頼性（取得原価）とのトレードオフ関係の会計理論上の意義の3点を俎上に載せるが、それに先立ち、ここで取り上げる目的適合性および信頼性という概念について、若干ふれておきたい。

SFACにおける意思決定に有用な基本的特性に関する議論は、もっぱら、投資意思決定という語用論的見地に依拠しており、資産カテゴリーの損益の産み方という意味論的見地は、まったく度外視されている。しかしながら、意思決定有用性に依拠した会計理論の根本的な問題点はそこ

にある、というのが筆者の考えである。そこで、ここでは、筆者の立場から、主として、SFACではないがしろにされてしまった計算対象の論理に即して、目的適合性および信頼性の概念を考えておこう。

まず会計そのものの役割は、資本委託としての会計責任の遂行にあると筆者は考えている。そこで、その委託された資本が効率的に運用されているかどうかの判断が不可欠になるが、その効率の運用の指標になるのが、損益計算に他ならない。つまり、損益計算が会計の計算目的になるわけである。会計そのものに関して当面必要な基礎概念を上記のように考えれば、次の図表の（イ）のように纏められるであろう（この点の詳細は、笠井〔2013a〕を参照されたい）。

図表12



以上のように、当面必要な会計の基礎概念が（イ）のように構成できるとすれば、会計は、その役割である会計責任を遂行するためには、委託された資本の運用の経緯を審らかにしなければならない。かくして、企業の経済活動を忠実に描写（記録）しなければならないことになる。ここに、会計記録が不可欠になるが、この会計記録は、会計の基礎概念（イ）に規定されて、会計特有の記録形態になる。すなわち、会計記録の対象は、一方、損益計算という会計の計算目的に規定されて、「損益計算にかかわる」企業の経済活動でなければならない。他方、資本委託としての会計責任に規定されて、「現実

に生じた」企業の経済活動でなければならない。なぜなら、会計責任というのは、本来、委託された資本の運用の顛末を明らかにするものであるから、既になされた経済活動ないし経済事象しか記録の対象になり得ないのである。そのかぎりでは、会計記録の対象の特質は、時間軸の視点から言えば、現在性にあるのである（ただし、巷間言われているような過去性ではない点には、くれぐれも留意されたい）。

ここに、会計の記録の要件としては、前者にかかわる目的適合性という指標、および後者にかかわる信頼性という指標が、措定されなければならないことになる。すなわち、前者については、損益計算にかかわる記録であるいじょう、損益計算という計算目的に適合するものでなくてはならず、かくして、損益計算上の役割を果たしているという意味での目的適合性を充足することが要請されることになる。他方、後者については、企業の経済活動が現実

要になるが、その保証は、経済事象の生起が確実なこと（取引が後戻りしないこと）、およびそれに割当てられる数値が確定していること、つまり確実性および確定性を充足することによって得られる。かくして、¹⁴⁾ 確実性および確定性の存在という意味での信頼性を充足することが、要請されることになる。

ここでは、目的適合性および信頼性を、以上のような含意で用いることにする。

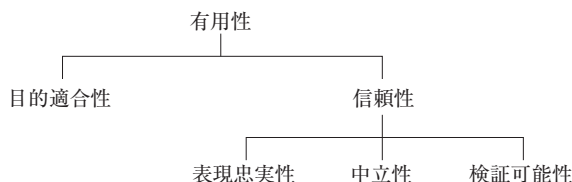
（ii）取得原価と目的適合性との関係

上記のように、SFAC についての有力な解釈によれば、取得原価は、一般論として、信頼性は具えているが、目的適合性は具わっていない、ということのようであるが、本当に、そのように考えてしまってよいのであろうか。問題は、その後者にある。すなわち、取得原価は、本当に、一般論として、目的適合性が具わっていない、と断定してしまってよいのであろうか。そうした理解は、一般に普及しているが、しかし、その妥当性が明確に論証されているわけではない。

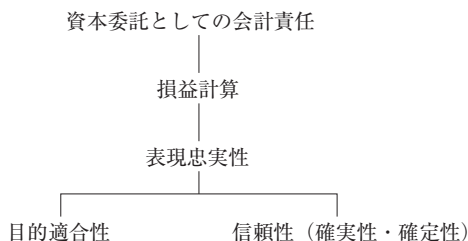
結論的には、①質的にみても、取得原価自体が、犠牲値（費用）の表示という損益計算上の固有の役割を果たしており、そのかぎりでは、会計の計算目的が損益計算にあるとみるかぎり、取得原価は、目的適合性という特性を具えていること、そして、②量的にみても、取得原価評価（後述の両建法）のみならず、時価評価（後述の加算法）も認められていると一般にみなされている工事進行基準（生産基準）において、その取得原価（両建法）に基づく利益額と、時価評価（加算法）に基づく利益額とが数値的に異なること、の2点を考えれば、上記のような一般的理解について、筆者は否定的である。以下、この2点につき検討しよう。

14) 本文で述べたような筆者の理解によれば、目的適合性および信頼性の上位概念が、表現忠実性に他ならない。したがって、目的適合性・信頼性・表現忠実性の関係は、SFAC と私見とでは、大きく異なっており、それを図示すれば、次のようになろう。

[SFAC第2号]



[私見]



なお、SFAC 第8号では、信頼性という用語が、表現忠実性という用語に置き換えられたが、そのことについては、本稿ではふれない。情報の基本的特性にかかわる問題については、いずれ、検討することとしたい。

まず①であるが、会計において、価値生産活動に関する商品等は、どうして、売却時価ではなく取得原価で評価されるのであろうか。そのことは、今日、当然のこのようにみなされているが、その理論的根拠が審らかにされているとは、筆者にはとうてい思われぬのである。そこで、改めて、筆者なりに考えることにしよう。

ここでは、「購入時価100の商品を現金で購入した（その時点での見積売却時価は130であった）が、その後、120で現金売りした」という事例によって、この点を検討することにしよう。この事例の場合にも、商品を売却時価で評価することは、理論的に不可能ではない。それを仕訳すれば、次のようになるであろう（数値に付した「」は、見積り数値であることを意味している）。

図表13

〔商品が成果値を分担する損益計算形態〕

(イ) 仕訳	
購入時：商 品「130」, 現 金100	
	見積売却益「30」
売却時：見積売却益修正10, 商 品「10」	
現 金120, 商 品「120」	
(ロ) 損益計算形態	
商 品：「収益」（見積数値）の表示	費用・収益の相殺による 売却損益のみの計上 （変則的な二面的損益計算形態）
現金支出：費用の表示	

このように、商品を売却時価で評価することも、不可能ではないのだが（この場合、現金支出が費用表示の役割を果たすことになる）、そこでは、実際には未だ売却されていないいじょう、その売却時価というのは、あくまで、企業の見積数値に他ならない。「」を付した所以である。しかし、見積数値であるいじょう、その後、その金額で売却できるとは限らない。この場合のように、120でしか売却できなかったとすれば、先に計上した売却損益の金額を修正しなければならない。つまり、売却時価というのは、不確定な数値なのである。そればかりか、売れ残りの可能性もないではないことを勘案すれば、売却時価は、不確実な数値ですらある。このように、商品の売却時価は、不確定性・不確実性という性格を帯びているわけである。そうした意味において、商品を売却時価で評価した場合には、その数値は、本稿で言う信頼性に悖っているのである。

商品は価値生産活動にかかわっているが、その価値生産活動というのは、他者のために、経済財を費消しつつ付加価値の付された新たな経済財を創出し、それを市場に提供することにより、対価を獲得する経済活動である。そこでは、経済財の創出・引渡しと対価の獲得との交換により、損益が算出されるのであるから、その損益は、交換的損益に他ならない。それが交換的損益であるいじょう、犠牲値と成果値との交換が不可欠であるが、どの勘定科目が、その犠牲値（費用）表示および成果値（収益）表示を担うのかによって、その損益計算形態も、けっして一様ではない。図表13に示したように、成果値（収益）表示を商品が分担し、犠牲値（費用）表示を現金支

出が分担することも可能なものであり、その場合には、商品の売却時価での評価も可能なのであるが、しかし、その数値には、確実性・確定性が欠如しているので、信頼性に悖っている。したがって、処分可能利益の計算という会計の計算目的の遂行が、困難になってしまうのである。

そこで、会計は、商品に、成果値（収益）表示という役割を分担させること（商品を売却時価で評価すること）を断念し、犠牲値（費用）表示を分担させるという方向を選択したのである。すなわち、成果値（収益）表示に関しては、対価に任せ（対価が確実性・確定性を帯びた段階で、その対価に成果値（収益）を割当て）、費用性資産それ自体は、他方の犠牲値（現金の支出額）を追跡するという役割の遂行を担うこととなったのである。そのことによって、信頼性を回復しようと企図したわけである。

以上を示せば、次のようになる。

図表14

[商品が犠牲値を分担する損益計算形態]

<犠牲値の表現>

<成果値の表現>

(イ) 仕訳 購入時：商 品100, 現 金100

売却時：売上原価100, 商 品100, 現 金120, 売 上120

(ロ) 損益計算形態

現金支出→商品→売上原価：犠牲値の追跡（費用表示）	┌ 収益・費用の独立化 └ (正則的二面的損益計算)
対 価：成果値の表示（収益表示）	

以上のように考えれば、価値生産活動における製品・商品等の取得原価にしても、けっして、取得時以後の時価変動を無視した、その結果として、各期末時点の商品の価値（時価）から乖離した数値（取得時点という過去時点の数値）として理解されるべきではない。財産計算あるいはリスク・実態表示目的が会計の計算目的であるなら、取得原価は、たしかに、過去の一時点の状況表示にしかすぎず、現在の状況（財産有高の状況、あるいはリスク・実態の状況）を反映するものではない。したがって、取得原価は、財産計算あるいはリスク・実態表示目的といった計算目的にとっては、目的適合性がないと言ってよいであろう。

しかしながら、今日においても、会計の計算目的は、依然として、損益計算（投下資本回収計算¹⁵⁾としての損益計算）にあるとみてよいであろう。本稿にしても、もちろん、そうした前提に立っている。その場合には、取得原価は、価値生産活動に関する二面的損益計算形態（交換的損益を形成する収益・費用という二面による損益計算の形態）のもとにおいて、確定性・確実性を帯び

15) もし会計の計算目的が財産計算あるいはリスク・実態表示目的にあるとすれば、現行会計における保有目的別評価規約という考え方は、否定されなければならないであろう。したがって、例えば満期保有目的金融資産にしても、償却原価ではなく、売却時価で評価されなければならないことになろう。満期保有目的金融資産が償却原価で評価されているのは、会計の計算目的が損益計算にあるからに他ならない。その意味で、財産計算あるいはリスク・実態表示目的と保有目的別評価規約とは、相容れないと言ってよいのである。

た処分可能利益（投下資本回収計算としての利益）を算出すべく、犠牲価値の追跡という損益計算上の役割を、組織的体系的に担っているのである。そこにおける取得原価というのは、購入時においてのみならず、その後の期末時・売却時においても、その期末時現在・売却時現在における損益計算上の犠牲値表示という意味をもっているはずである。つまり、期末時現在・売却時現在における損益計算上の犠牲値は、依然として、取得原価のはずである。そのかぎりでは、取得原価は、期末時現在・売却時現在における犠牲値表示という損益計算上の固有の役割を遂行している¹⁶⁾と言ってよいのである。

取得原価の意義という、一般に、実現時（販売時）まで損益を計上しないために、取得原価に据え置くとみなされている。そうした役割を果たしているのも、確かであるが、しかし、その点に囚われてしまうと、取得原価について、損益を計上しないという目的のために、いたずらに、過去の時価（取得原価）に固執し、ストックのリアリティを損ねている、という側面が目につくことになる。そのために、取得原価は、ともすれば、信頼性はあるが、目的適合性に欠けると論難されてしまうのであろう。

しかしながら、取得原価を、上記のように、成果値（収益）に対する犠牲値の表現と位置づけるならば、それは、けっして、いたずらに過去の時価を引きずっているのではなく、（投下資本回収計算という意味での）損益計算を遂行するために不可欠な費用（投下資本）数値を計上する、という独自の役割を果たしている。したがって、取得原価は、その後の時点（例えば決算時点）においても、依然として、その時点現在（決算時点現在）の投下資本額を意味している。したがって、取得原価は、目的適合性を具えた数値¹⁷⁾と言ってよいのである。

ここで、犠牲値の追跡ということの会計上の意義にふれておこう。上述したように、売却時価で評価した場合、犠牲値の追跡が不可能になるが、その結果として、原価計算が不可能になり、さらには、誘導法による損益計算書・貸借対照表の作成が不可能になってしまう、ということが

16) 「取得原価」という概念には、実は、（イ）取得時現在の価値（あるいはリスク・実態）の表示と、（ロ）交換的損益の獲得活動における投下資本（犠牲額）の表示という異なるふたつの意味が含まれているのである。このうち、（イ）の意味における取得原価という概念は、時間が経過すれば、経過後時点現在の価値（あるいはリスク・実態）を表示するものではなくなる。そのかぎりでは、過去の数値に他ならない。

それに対して、（ロ）の意味での取得原価については、時間が経過しても、依然として、犠牲値を意味している。つまり、経過後時点現在の数値に他ならない。そのかぎりでは、けっして過去の数値になってしまったわけではない。

これまで、取得原価のこうしたふたつの意味が、峻別されることなく、混同されてしまっていたのである。このうち（イ）は、計算目的が財産計算あるいはリスク・実態表示のときに該当するのに対して、計算目的が損益計算のときには、取得原価の（ロ）の意義に着目しなければならない。

取得原価に対して一般になされている、過去の価値を表示するものでしかないという批判は、（イ）の観点に依拠したものであり、損益計算という計算目的の視点からすれば、いわばお門違いとでも言うべきであろう。

17) 逆の面から再言すれば、商品等を、現在の価値を表現するとされる時価で評価することも、不可能ではないのだが、しかし、その場合には、一方、時価が売却時価の場合（つまり、購入時および期末時に売却損益（見積値）および売却損益修正（見積値）を計上する場合）には、図表13でみたように、会計上の利益に要求される確定性・確実性の条件を充たすことができないし、他方、時価が購入時価の場合（つまり、期末時に原価節約損益を計上する場合）には、機会原価の考え方を導入することになり、現に生じた経済活動に基づいて算出するという会計的利益の性格に悖ってしまうのである。

指摘されなければならない。それに対して、犠牲値の追跡に伴う、原価計算の遂行および誘導法による財務諸表作成によって、一方、会計が算出する処分可能利益の数値自体の信頼性が確保されるし、他方、さらに監査も可能になり、その利益額ひいては会計の数値全般に一層の信頼性が得られることになるのである。

このように、今日、会計に対して寄せられている社会の信頼性は、価値生産活動に関するかぎり商品を取得原価で評価し、犠牲値を追跡するということに、大きく負っているわけである。

犠牲値の追跡ということのこうした会計上の意義は、今日、意思決定有用性に対する過度の重視とは対蹠的に、ともすれば、見過ごされがちであるが、会計理論は、もっともっと、この点に注目しなければならないのではないだろうか。

それはともかく、次に、②の検討に移ろう。長期請負工事等については、販売基準に相当する工事完成基準のみならず、生産基準に相当する工事進行基準も認められているが、この工事進行基準については、原価評価の発想に基づく両建法と、時価評価の系譜ともみなされる加算法というふたつの処理方法が認められている。しかし、その両者によって算出される損益額は、まったく変わらない。いずれの処理方法によっても、まったく同じ損益額が、算出されるのである。そうであれば、時価評価には目的適合性があるが、原価評価には目的適合性がない、などと言えるのであろうか。そこで、この点を具体的にみておこう。

いま、当期に現金100の支出により工事を行なったが、契約により、その20%の利益が保証されていたとしよう。その仕訳および貸借対照表・損益計算書を示せば、次のようになろう。

図表15

(イ) 加算法

未成工事100, 現 金100
未成工事 20, 工事利益 20

B/S	P/L
未成工事120	工事利益 20

(ロ) 両建法

未成工事100, 現 金100
工事原価100, 未成工事100
未 収 金120, 工事売上120

B/S	P/L
未収金120	工事原価100 工事売上120

加算法によれば、20%の利益を未成工事に加算するので、未成工事勘定は、取得原価つまり犠牲値によってではなく、成果値によって評価されていることになる。それに対して、両建法では、未成工事勘定は工事原価勘定に振替えられるので、貸借対照表には計上されないが、その数値そのものは、取得原価であり、いわゆる取得原価主義会計論の会計処理に他ならない。他方、加算法における未成工事勘定の評価は、時価評価と言われることもあるが、その点には、問題がない¹⁸⁾

18) 例えば森田哲彌は、生産基準に属する工事進行基準について、収益と費用との認識にかかわってはいるものの、「実質は棚卸資産の時価評価と同じである」(森田 [1995] 30ページ註5) と述べている。これは、

わけではない。しかし、犠牲値でなく成果値で評価する点は、発生主義会計論あるいは動態論の発想とは、根本的に異なっている。そのかぎりでは、売却時価と同じ考え方とみてよいであろう。

そこで、ここでは、当面、時価評価という用語法を用いることにするが、要するに、未成工事勘定は、取得原価で評価されようと時価で評価されようと、利益額には、まったく影響しないのである。そうであれば、仮に時価評価に損益計算上の目的適合性があるとすれば、原価評価にも、¹⁹⁾損益計算上の目的適合性があるということになるのではないだろうか。

以上の検討結果によれば、「一般論として、取得原価には目的適合性という性格が欠如している」という通説的な理解は、妥当ではない。会計の計算目的が損益計算であるかぎり、会計において記録される項目の数値には、そもそも、損益計算上の目的適合性（および信頼性）が具わっていなければならないのではないだろうか。

もっとも、「時価は、最新の市場の動向を表現しているのであるから、時価による評価は、利益の即時的な認識を意味するのに対して、取得原価による評価は、時価の変動を無視して、利益の認識を先送りしている」といった主張は、何となくもっともらしく聞こえるものである。

しかし、こうした理解は、金融資産のように、損益に関する物量的フローがなく、ストック評価額しか存在しない場合については、すなわち、そのストック評価額の時間的変動差額が、一面的に損益（利得・損失）として計上される一面的損益計算形態の場合については、たしかに成立するであろう。例えば投機目的有価証券が、その典型例である。ここでは、投機目的有価証券の各時点における売却時価額しか、存在しない。したがって、時価で評価しつつその時価差額を保有損益として即時的に認識するか、あるいは、取得時売却時価（取得原価）のままに据え置きつつ売却時に一括して損益を認識するか、のいずれかの処理を選択せざるを得ない。即時的な損益認識をもたらす時価評価と、損益認識を後期に先送りする原価評価（取得時売却時価）とが、有意味な二項対立になるのは、資本貸与にかかわる投機目的有価証券においてのみなのである。ここでは、もっぱら時価が目的適合性を具えているのに対して、取得原価（取得時売却時価）については目的適合性が欠如しているということになるのである。

㍶ おそらく、本文で述べる工事進行基準の処理方法に関する加算法と両建法とのうちの加算法を妥当とみているのであろう。いずれにしても、その場合には、未成工事勘定の期末残額は、投入原価額に利益額を加算した額になっているが、それは、売却時価額とみなされているのである。

19) ここでは、「取得原価には目的適合性がないのに対して、時価には目的適合性がある」という一般的理解を前提にして議論を進めたので、本文で述べたように、「取得原価評価にも目的適合性が認められるべきだ」という表現を用いた。

しかし、その理論的実相をみれば、およそ異なった状況にある。なぜなら、加算法は、理論的には成立し得ないからである（つまり、純理論的には、両建法しか存在し得ないからである）。すなわち、棚卸資産は、動態論的には、「支出未費用」であるから、貸借対照表に計上されるかぎりは、損益が計上されてはならないのである。逆に言えば、「支出未費用」たる棚卸資産が当期損益計算に参画して貸借対照表から損益計算書に移った時（つまり、貸借対照表上ではオフバランス項目になった時）に、損益が計上されるのである。したがって、損益の計上とそれを産んだ資産項目の貸借対照表計上とは、相容れないのである。動態論的あるいは発生主義会計的には、そのように考えなければならない。そうであれば、純理論的には、時価評価（加算法）は、本来的に成立しないのである。

なお加算法の理論的問題点については、笠井〔2005〕第6章1.2を参照されたい。

それに対して、価値生産活動においては、その損益の性質が交換的損益であるところから、費用と収益との二面が、必然的に生成する。そこで、この費用と収益とに相応しい数値が、すなわち、一方の費用には犠牲値系統の数値が、他方の収益には成果値系統の数値が、割当てられなければならないのである。かくして、費用に関しては、犠牲値系統の数値たる取得原価も、損益計算上の固有の役割を果たし得ることになり、取得原価にも、目的適合性が認められるのである。

このように、ストック評価差額が損益として計上される一面的損益計算形態をとらざるを得ない資本貸与活動にかかわる投機目的有価証券においては、時価は目的適合性をもつものに対して、その損益を先送りする取得原価は、一般的に言って、目的適合性が欠如している。しかし、時価と取得原価との関係を、そのように即時的損益認識と損益の将来への先送り認識との関係とみなすことができるのは、一面的損益計算形態をとらざるを得ない資本貸与活動にかかわる投機目的有価証券に限定されているのである。しかるに、通説は、そうした金融資産に固有の特質を、何の論証もなしに、価値生産活動にも、そのまま援用してしまったのである。そして、犠牲（費用）と成果（収益）との二面的損益計算形態をとる価値生産活動に属する資産（いわゆる費用性資産）においても、時価は目的適合性をもっているものに対して、取得原価は目的適合性をもっていない、と決め付けてしまったのである。その原因は、取得原価と時価との関係が、価値生産活動（二面的損益計算形態）と資本貸与活動（一面的損益計算形態）とでは、根本的に異なっている、ということを見逃したことに求められるのである。

ここに、「何時いかなるときにも、取得原価には目的適合性が欠如しているものに対して、時価には目的適合性が具わっている」といった謬見が、形成されてしまったのである。

（iii）売却時価と目的適合性・信頼性との関係

SFAC についての有力な見解によれば、どうやら、売却時価は、一般論として、目的適合性はあるが、信頼性はない、ということのようであるが、本当に、そのように理解してしまってよいのであろうか。筆者には、どうしても、そのようには思えないので、ここに、検討しなくてはならない。

まず売却時価には、一般論として、目的適合性があると断言できるのであろうか。結論的には、筆者は否定的であるが、そのことは、満期保有目的金融資産の評価を考えれば、明らかであろう。すなわち、満期保有目的金融資産は、損益計算的には、定利の獲得を企図しているのであるから、契約によって認められた当初の利子率に基づく割引現在価値、つまりいわゆる償却原価で評価されるが、そうした評価は、その計算目的にそぐっている。逆に言えば、時価差額という投機的損益の獲得を企図していないいじょう、損益計算の視点からすれば、売却時価は、満期保有目的金融資産にとっては、目的適合性が欠如していると言わざるを得ない。そうであれば、売却時価は、一般論として目的適合性があるとまでは言えないのではないだろうか。

それでは、信頼性のほうは、どうであろうか。売却時価には、信頼性が欠如していることは、今日、広く認められているようであるが、本当に、そのように断定してしまってよいのだろうか。筆者には、とうていそのようには思われないので、時価差額という投機的損益の獲得を企図する

投機目的有価証券の事例によって、その点につき、筆者なりに考えることにしよう。

投機目的有価証券は、今日、時価で評価されているので、期末にいわゆる保有損益が計上されるが、問題は、この保有損益の性格である。もっとも、そのことが、今日の会計理論によって本格的に議論されることは、まったくないが（そのことが、今日の会計理論の脆弱性に通底しているのであるが）、その認識原則が、売却損益にかかわる実現概念あるいはその延長線上にある実現可能基準によって説明されているところからすれば、一般的には、売却損益に類した損益とみなされているのではないだろうか。投機目的有価証券の保有損益を売却損益に類した損益とみなすかぎり、たしかに、この損益額の数値には、信頼性が欠如していると言わざるを得ないように思われる。なぜなら、評価替えされた期末売却時価額によって売却できるかどうかは、まったく不明だからである。期末売却時価に基づく売却損益額を獲得できるのは、その取引に参加し、実際に売却してしまった参加者に限定される。しかし、その場合には、この参加者の手元には、その投機目的有価証券は、既に存在しないはずである。つまり、投機目的有価証券は、その貸借対照表には、いわゆるオフバランスになっているはずなのである。

以上のように、貸借対照表に計上されている投機目的有価証券は、それに付された期末時価額で売却できるかどうかは、不確定であるし、さらには、売却できるかどうか、不確定なのである。つまり、保有損益を売却損益に類した損益とみなすかぎり、その数値には、損益計算上の信頼性が欠如しているのである。

それでは、疑似的に売却して、直ちに再購入（あるいは買い戻し）をしたと仮定すれば、どうであろうか。そのようにみなせば、たしかに、売却損益（疑似売却損益）が生じたことになるし、その売却損益には、ある種の確定性がある。したがって、信頼性が与えられるかもしれない。しかし、この場合には、そうした擬制自体が現実の企業（あるいはその経営者）の経済行動に悖っている、ということが指摘されなければならない。すなわち、企業（経営者）は、期末時点で現実売却することもできたはずであるが、おそらく、期末時点よりその後の時点において時価がさらに高騰することを予測したので、期末時点では、売却せずに保有するという意思決定をしたのであろう。これが、企業（経営者）が現実を選択した経済活動（経済事象）に他ならない。会計は、本来、そうした企業（経営者）の現実の経済活動（経済事象）を忠実に表現する営為なのである。しかるに、売却擬制は、明らかに、そうした企業（経営者）の現実の経済活動（経済事象）に悖っている。したがって、売却および再購入（あるいは買い戻し）といった擬制は、理論的に認められないと筆者は考えている。

かくして、保有損益を売却損益に類した損益とみるかぎり、たしかに、期末時価額は、不確実かつ不確定な数値であり、したがって、その保有損益（＝期末時価額－期首時価額）の数値には、信頼性が欠如していると言わざるを得ないであろう。

しかしながら、保有損益の性格については、以上とはまったく別の考え方も、あり得る。保有損益をもって、保有したことの時間的報酬とみる笠井〔2005〕の主張が、それである。ここでは、こうした視点から、売却時価の信頼性を俎上に載せることにしよう。

投機目的有価証券というのは、そもそも、時価差額という投機的損益の獲得を企図して、保有されているものであろう。そうであれば、そこに生ずる保有損益というのは、投機上のリスクを担って、期首時点から期末時点まで保有したことにより獲得できた損益に他ならない。つまり、期首時点から期末時点へと推移する間に、売却時価が時間的に増減したことにより生じた時間的損益なのである。

逆に言えば、投機目的有価証券は、付加価値を創出しながら、人間労働力によって産出された財貨ではない。したがって、市場における対価との交換によって損益が獲得される、という類いの損益を生む資産ではないのである。このように、投機目的有価証券の損益は、価値生産活動にかかわる交換的損益とは、まったく異質の損益なのである。したがって、投機目的有価証券に、売却損益が生ずることなど、あり得ないと筆者は考えている。投機目的有価証券の損益（保有損益）の本質を売却損益とみなす通説は、損益の産み方に関する価値生産活動と資本貸与活動との異質性を看過した謬論に他ならない。²⁰⁾

以上のように、投機目的有価証券の保有損益を、期首時点から期末時点まで保有したことの時間的損益と理解するならば、²¹⁾投機目的有価証券に割当てられた期末時価には、信頼性が具わっている、と言うことが可能になる。すなわち、何時でも保有を中断すること（いわゆる売却すること）もできたのに、そうした活動はせずに、期末まで保有し続けたわけである。つまり、期末時価までの保有損益は、既に獲得されたはずなのである。そうであれば、期末時価までの保有損益額の獲得は、確実性を帯びているはずであるし、また期末の売却時価にしても、投機目的有価証券が時価差額の獲得を企図しているいじょう、投機目的有価証券にとり確定した数値なのである。

このように、期末時点において投機目的有価証券に割当てられた期末時価には、確実性・確定性が具わっているいじょう、信頼性があると言ってよいのである。

かくして、投機目的有価証券の売却時価には、目的適合性も信頼性も具わっている、というのが筆者の考えである。

(iv) トレードオフ関係の成否とその会計理論上の意義

以上の(ii)および(iii)における検討結果によれば、目的適合性(売却時価)と信頼性(取得原価)とのトレードオフ関係は、理論的に成立しないということになる。すなわち、そうし

20) 損益の産み方に関する価値生産活動と資本貸与活動との相違の詳細については、笠井[2014b]を参照されたい。

21) 投機目的有価証券の保有損益を保有したことの時間的損益とみることは、本文で述べたこと以外にも、資産(金融資産)概念の構成という点でも、きわめて重要な意義を担っている。すなわち、保有損益をそのようにみることによって、満期保有目的金融資産の受取利息との整合性が得られ、その結果、金融資産という上位概念の形成が可能になったという点で、会計理論にとりきわめて重要な意義をもっているのである。満期保有目的金融資産の受取利息は、言うまでもなく、資本を貸与した時間分だけ発生するのであるから、時間的損益であって、とうてい、交換的損益にかかわる売却損益などではあり得ない。したがって、投機目的有価証券の保有損益を売却損益とみなすかぎり、満期保有目的金融資産と投機目的有価証券とを統合する論理が欠落してしまうのである。つまり、金融資産という上位概念が、形成できなくなってしまうのである。その意味でも、投機目的有価証券の保有損益を、保有したことの損益という時間的損益として構成することは、きわめて重要なのである。この点の詳細については、笠井[2013b]および笠井[2013c]を参照されたい。

たトレードオフ関係が成立するとしたら、売却時価は目的適合性と一義的に結び付いていなければならないし、取得原価は信頼性とのみ結び付いていなければならないはずである。しかし、（ii）でみたように、商品の取得原価は、商品の損益の産み方（売却損益という交換的損益の算出）の特質を視野に入れば、信頼性のみならず目的適合性とも結び付いているし、（iii）でみたように、投機目的有価証券の売却時価は、投機目的有価証券の損益の産み方（保有損益という時間的損益の算出）の特質を視野に入れるかぎり、目的適合性のみならず信頼性とも結び付いているのである。

このように、資産カテゴリーの損益の産み方という概念を導入すれば、商品カテゴリーに割当てられた取得原価にしても、投機目的有価証券カテゴリーに割当てられた売却時価にしても、目的適合性および信頼性を共に具えていなければならないのである。

以上のように考えれば、目的適合性（売却時価）と信頼性（取得原価）とのトレードオフという関係は、理論的に破綻している。そうであれば、「目的適合性と信頼性とのトレードオフ関係を媒介として、ボラティリティ反映利益観および平準化利益観は、それぞれ売却時価および取得原価と一義的に結び付いている」という命題も否定されざるを得ない。つまり、利益観に関するボラティリティ反映利益観・平準化利益観という二項対立は、売却時価および取得原価という評価規約を合理的に導出できないのである。そのことは、ボラティリティ反映利益観と平準化利益観という利益観の二項対立の理論的破綻に通底していると言ってもよいであろう。

目的適合性（売却時価）と信頼性（取得原価）とのトレードオフ関係の理論的破綻、ひいてはボラティリティ反映利益観と平準化利益観という利益観の二項対立の理論的破綻が明らかになれば、当面の課題は、達成されたわけであるが、ここでは、さらに、そうした理論的破綻のもつ会計理論上の意義について、２点だけふれておこう。

まず第１は、目的適合性と信頼性とのトレードオフ関係に関する理論的欠陥の本質についてである。この点については、いろいろな議論があり得ようが、例えば、信頼性に対して目的適合性が過度に重視されている、という点に着目した批判なども、考えられよう。すなわち、目的適合性＝売却時価および信頼性＝取得原価の妥当性を前提にして、会計本来の役割からすれば、信頼性を重視して取得原価が多用されるべきなのに、目的適合性が過度に重視されている昨今では、時価評価が重用され、会計の信頼性を損ねているといった批判である。

しかし、こうした批判の成立には、筆者は疑問を覚えている。すなわち、信頼性に対する目的適合性の過度の重視が不適切であるとすれば、目的適合性が過度の重視にならないような、目的適合性と信頼性との適切な割合が、あるということなのであろうか。その場合には、例えば黄金分割のような、目的適合性と信頼性との適切な割合を探索することが、会計理論の使命ということになってしまうのであろうか。目的適合性の過度の重視という批判は、どうも、このような理論的帰結をもたらしかねないので、筆者には得心がゆかない。

問題の根源は、目的適合性＝売却時価および信頼性＝取得原価という前提にこそ、ある。したがって、その前提における目的適合性＝売却時価と信頼性＝取得原価とのトレードオフ関係その

ものを否定しないかぎり、妥当な解決には、行き着かないのではないだろうか。

そして第2は、ここで行なったような分析は、意思決定有用性といった見方からは、不可能な点である。意思決定有用性といった役立ち（語用論）の観点からするかぎり、情報利用者の意思決定に影響を与えるのは、主に利益額であろうから、もっぱら利益額が関心の的になる。そして、その利益額は、利益観によって左右される筋合いにあることを考えれば、意思決定有用性に依拠した理論体系においては、ボラティリティ反映利益観をとるか平準化利益観をとるか、という利益観の選択ということが、中心課題になるのではないだろうか。しかし、そうした議論に終始しては、まったく解決には至らないであろう。すなわち、上記で分析したように、計算対象の論理に即して、商品や投機目的有価証券に関する損益の産み方といった意味論の実相を視野に収めないかぎり、妥当な結論には行き着かないのではないだろうか。

より具体的に言えば、もっぱら投資家の意思決定が関心事である意思決定有用性に依拠した理論体系においては、極言すれば、例えば、ボラティリティ反映利益観を選択することによって、投機目的有価証券が時価評価され、その評価差額が、損益として計上されていさえすれば、いわば一件落着ということになろう。例えば投機目的有価証券の損益の性質などといった、投資家の意思決定に直接的にはかかわらない問題については、意思決定有用性に依拠した理論体系の主張は、いわば常識的な世界にとどまらざるを得ない。すなわち、投機目的有価証券が売買されているいじょう（投機目的有価証券の取引が、日常用語法上、売買という言葉で表現されているいじょう）、売却損益である、といった類いの常識的な解釈が、それである。それを越えた計算対象の分析には、そもそも関心がないし、また仮に関心があったとしても、分析できる手段を持ち合わせていないので、不可能なのである。

これが、今日の意思決定有用性に依拠する会計学の最大の問題点であろう。これでは、会計理論は、確実な知見を社会に提供するという役割を遂行することなどおおよそ不可能であり、会計理論のレーゾン・デートルを問われても、仕方がないであろう。

参 考 文 献

- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』
笠井 [2010]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判 IV』
笠井 [2013a]：笠井昭次稿「会計の機能の再構成」（『三田商学研究』第56巻第2号）
笠井 [2013b]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）——測定規約の統一性を求めて——」（『三田商学研究』第56巻第4号）
笠井 [2013c]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（2）——測定規約の統一性を求めて——」（『三田商学研究』第56巻第5号）
笠井 [2014a]：笠井昭次稿「投機目的有価証券の会計処理の再構成——損益および認識原則の本質を巡って——」（『三田商学研究』第57巻第1号）
笠井 [2014b]：笠井昭次稿「計算対象の識別の重要性」（『三田商学研究』第57巻第2号）
武田 [2001]：武田隆二稿「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号
角ヶ谷 [2009]：角ヶ谷典幸著『割引現在価値会計論』
津守 [1997]：津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』
津守 [2002]：津守常弘著『会計基準形成の論理』

平松・広瀬 [2010]：平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』
森田 [1995]：森田哲彌稿「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号